

# 82 期ナカノブー建設 年間重点事項

## 1. 2023 年度 全社安全衛生目標

※目標値 ・度数率 0.40 以下 ・強度率 0.02 以下

## 2. 重点方針

- (1) 墜転落災害・飛来落下災害と重機（クレーン・車輛系）災害の根絶
- (2) 公衆災害防止の確実な事前計画と対策の徹底
- (3) リスクアセスメントの確実な実践と、適切な指揮系統による再下請負工事
- (4) 安全教育、教育支援の更なる充実
- (5) 健康に配慮した職場環境形成の促進

## 3. 重点施策

- (1) 墜転落災害・飛来落下災害と重機（クレーン・車輛系）災害の根絶
  - ① 『開口部ゼロ』対策の実践と指差呼称、音声標識等の活用による注意喚起の継続（落下防止設備の先行設置と維持管理の強化）
  - ② 玉掛け作業時の始業前点検・正しい玉掛け及び吊荷直下の立入禁止の徹底
  - ③ 重機区画と誘導者配置の徹底、作業計画に基づく安全対策の確実な実施
- (2) 公衆災害防止の確実な事前計画と対策の徹底
  - ① 激甚化する気象災害も考慮した公衆災害防止対策の事前計画と確実な実施
  - ② 公衆災害防止設備（仮囲い・ゲート周辺・アサガオ等）の確実な設置
  - ③ 第三者安全誘導の徹底
- (3) リスクアセスメントの確実な実践と、適切な指揮系統による再下請負工事
  - ① 安全基本 3 行動『ひと声かけ、現地 KY、ワンポイント指差し呼称』実践の徹底
  - ② 適切な指揮系統（安全衛生責任者・作業主任者等）による安全管理の徹底
  - ③ 新規入場 7 日以内、未熟練労働者、外国人労働者への作業中の指導及び作業確認の強化
- (4) 安全教育、教育支援の更なる充実
  - ① 1 次協力会社から 2 次・3 次会社（一人親方含む）及外国人労働者への安全衛生教育の支援充実
  - ② 若手技術社員への安全衛生教育強化のため、本部及び拠店による安全衛生教育の強化
- (5) 健康に配慮した職場環境形成の促進
  - ① 4 週 8 閉所実現による心身の健康確保
  - ② 無記名ストレスチェックに基づく、より快適な職場環境への改善実施
  - ③ 健康 KY による健康状態の把握と熱中症対策の実施（空調服着用・体調不良時の報告徹底）

# 2024(令和 6)年 3 月重点目標

## **【火災・爆発災害の防止、 年度末労働災害防止強調月間、火災予防運動】**

- ① 作業所の防火計画・管理体制を明確にし、火災発生時の緊急連絡先は一覧表にして、事務所、休憩場、作業所掲示板等に掲示しておくとともに災害防止協議会等で関係者に周知する。また役割担当者へは、普段から火災時の役割を認識させておく。
  - ・避難経路、消火器位置を図示化して周知
  - ・夜間、停電時の誘導標識及び非常誘導灯などの設置
- ② 作業において火気を使用するときは、火気取扱い責任者を定め、事前に「火気使用届け」を提出させ、火気の使用後及び使用後の点検・確認を行う。
- ③ 火気を使用する作業においては、消火器・消火用水・砂等を適切な場所に配置させる。また、操業中の工場における改修工事の作業については、使用可能な消火器の種類を事前に確認しておく。
  - ・消火器は、防火対象物から歩行距離 2 0 m以内に設置し、耐用年数（使用期限 10 年）確認を定期的に行う。
  - ・精密機械関連施設においては、粉末消火器は使用できないので事前の打合せを行う。
- ④ 引火物・爆発物等は、保管場所を定め具体的に危険物の表示をするほか、その付近での火気の使用を厳禁する。

アセチレンガスの保管数量は 40 K g（7 K g/本）以下とする。また、アセチレン容器は立てて保管する。 ※ 40 K g を超える場合は、所轄消防署に届出が必要
- ⑤ 溶接・溶断等の作業では、特に周囲の可燃物を整理し防災シート等で引火防止の措置を講じる。
- ⑥ ウレタンフォーム等を使用する断熱工事においては、材料の管理と火気厳禁を徹底させる。
- ⑦ 採暖は、場所を指定し責任者の許可を受けて行わせる。尚、採暖用に小型プロパンガスを使用する場合は、ボンベを屋外に設置するとともに CO2 中毒・酸欠等に注意する。
- ⑧ 密閉された場所での採暖は、定期的に換気を行う。
- ⑨ 採暖場所、および火気使用場所では消火の確認を徹底させる。特に溶接・溶断作業後は、作業終了直後と時間を置いてからの再確認を行う。

⑩ 建設業 年度末労働災害防止強調月間の行事を、計画し実施する。

- ・経営トップ、拠点長による安全衛生パトロールの実施
- ・安全衛生協議会、安全衛生大会の開催
- ・作業所内安全設備、福利設備等の点検是正による作業環境の改善
- ・工程輻輳による災害防止のため連絡調整を徹底する
- ・安全衛生教育の実施等
- ・作業手順書の内容について再度確認し、手順の不備、見落としがないか確認する
- ・工事部長、工事長、安全(品質)環境室長は、作業手順周知会が実施されているか確認する
- ・作業手順・リスクアセスメントの実施とリスク低減措置の確実な実施  
(作業中の作業所長、職長の巡視により指導を行う)